

御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和5年12月11日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 5 年 12 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 11 日(月) 16 時 00 分～17 時 09 分
2. 場 所 御船町役場 保健センター 2 階 研修室
3. 農業委員 (14 名)

会長		1 番	富田 早苗			
会長職務代理者		2 番	荒木 義一			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	
3 番	坂本 保男	出	9 番	徳永 廣敏	出	
4 番	野田 孝光	出	10 番	渡邊 義高	出	
5 番	藤岡 雅子	出	11 番	芥川 誠	出	
6 番	大西 敬一	出	12 番	福島 則義	出	
7 番	森田 優二	出	13 番	竹崎 幸雄	出	
8 番	池田 賢治	出	14 番	吉田 敏郎	出	

農地利用最適化推進委員 9 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	上田 幸人	出	6 番	松原 茂	出
2 番	山本 利一	出	7 番	中川 桂一	出
3 番	上田 秀一	出	8 番	永本 智裕	出
4 番	川地 良一	出	9 番	田中 榮一	出
5 番	大森 勝範	出	10 番	川部 裕志	欠

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第 43 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
5	議案第 44 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
6	議案第 45 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
7	議案第 46 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項に基づく意見の決定と法律第 19 条の 2 による農用地利用集積計画について

8	議案第 47 号	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づく意見の決定について
9	報告第 36 号	許可不用転用届について
10	報告第 37 号	工事の進捗状況報告書の提出について
11	報告第 38 号	法務局からの転用事実の照会について
12	報告第 39 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出書の受理について
13	報告第 40 号	農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約した旨の通知について
14	報告第 41 号	非農地判断について

5. 農業委員会事務局職員

課長補佐 松崎 邦寿 主 査 前川 俊司
主 査 松永 ちえ

事務局	皆さん、こんにちは。定刻が過ぎましたので、只今から始めさせていただきます。本日は、公務のため井上事務局長が欠席となります。代わりに審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、全員の出席をいただいております。欠席者 0 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により、過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員につきましては 9 名の出席をいただいております。ありがとうございます。それではただいまより、12 月の総会を開会します。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よりお願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名員をお二方、12 番福島委員、13 番竹崎委員 お願い致します。それでは、早速議案第 43 号を提案いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案書の 1 ページをお願いします。 《議案第 43 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。それでは、野田委員の担当です ので、説明をお願いいたします。

4 番	はい、11月30日に事務局と私と上田推進委員と譲受人と現地確認をしました。4ページをご覧ください。申請地は、鯛窯から右に1キロ程、御船町の方に下ったところで、ちょうど真下にため池がありますね。その上のところにちょっと小高い丘の所があります。次に5ページをお開きください。現地は一面整地してあります。以前、ちょっと譲受人が小作をしていらっしやったようで、今回の申し込みにあたって、豚の飼料稲をとということで、利用されるようです。以前、水稻を植えられて、今回購入をとということで申請をされたようです。1箇所です。2丁6反程の土地がまとまっております。2ページをご覧ください。第2項の第1号から第7号まで該当するところは、全て適当と思われま。水利問題でちょっと問題がありまして、水利権問題で、以前ゴタゴタしたことがありましたので、水をとということで了解を得ています。第2項の第1号から第7号まで該当するところは、何ら問題ないと思うので、皆様のご審議をお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。あの、ここも水利組合があつとでしょう。
4 番	はい、七滝井手については、土地改良区の区域になります。
議長	あとは、土地改良区については、OKでいうことかな。もともとここは、水田だったんでしょ。
4 番	もともと水田。
議長	もともとここに、田んぼがあったわけでしょう。
4 番	ちょっと、井手の水利からは、段差があつて、勾配が上になつていて、
議長	前は、どうやって作りよらしたと。
4 番	以前は、ポンプアップでやっていたみたいで。もともとは畑かもしれん。けど、地目上は、田になっております。
議長	そもそも話は済んでいるならいいけど。
4 番	地下水の所で、ボーリングすると、そしてポンプアップすると、
議長	そして、譲受人は、以前もキャベツをすとかで農地を購入していたよね。あれは、実際作付けしてあるんですか。
4 番	何遍か、確認しに行ったけど、きちんと植えてあつたです。
議長	ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。
3 番	あの、ここに飼料稲をと書いておりますが、これは、何に使うのか。

4 番	とうもろこしとかも作っているから、そのところは、ちょっとわからないからな。
議 長	飼料稲て、豚の飼料稲のことじゃないんですか。
4 番	何に、使いよるか分からないからな。
事務局	議長、先日立会の際にむこうが言われたのが、飼料稲の米を取得して、藁に関しては、畜産農家に譲渡するというやり取りをしています。
議 長	豚用の飼料稲ということでしょう。
事務局	はい。通常の飼料稲です。
3 番	譲受人が使うわけではなくて、畜産農家が使うわけね。
事務局	草は、畜産農家へ供給する、あくまで、米だけを取るということです。飼料用、餌用のコメを取るわけです。
議 長	飼料稲というから、わからない。飼料米、飼料米。
事務局	自分とこの、要するに、すいません、飼料米です。
議 長	わが家で使う。藁は誰かにまいてもらおうと。
事務局	藁は、酪農家に提供するという風に聞きました、以上です。
議 長	ほかにご質問はありますか。それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。はい、続きまして、議案第 44 号を提案いたします。それでは事務局の説明をお願いします。
事務局	まず、議案書の 3 ページをお開き下さい。 《議案第 44 号を説明》
議 長	はい、それでは、吉田委員説明をお願いいたします。
14 番	はい、11 月 27 日に申請人の立会のもと田中委員、事務局で現地の確認をしました。場所は、資料の 11 ページをご覧ください。国道 443 号線沿いにコンビニエンスストアがございます。その反対側に位置する農地になります。現状写真をご覧ください。13 ページですね、現地は見て分かるように、整地されている状態になります。申請地は第 2 種農地になります。転用面積は〇〇㎡、他地目で合計が〇〇〇、〇〇㎡になります。土地の利用計画の内容としては、申請地内に、共同住宅 1 棟と駐車場を整備し利用する計画になっております。また、一般基準の項目は、すべて満たしており、全て適当と判断しております。次のようなことから総合的にみて許可相当と判断いたします。皆

	さんのご審議をよろしく申し上げます。
議 長	はい、ありがとうございました。これ、平成 19 年に申請したというのは、何年前かい。
事務局	16 年。
議 長	16 年かい。16 年前。
事務局	はい。
議 長	あー、まったく覚えのない。
全委員	(笑い)
12 番	でも、これは、ほんの一部でしょう。
事務局	はい、そうですね。
議 長	これは、看板が立っていたところだろ。貸地かなんかの。
事務局	はい、そうです。
議 長	それで、自分で建てると。
3 番	最初は、あれだったけど。
議 長	質問・ご意見等ございませんか。
12 番	ありません。
議 長	それでは、無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で許可いたします。続きまして、議案第 45 号を提案いたします。それでは事務局の説明お願いいたします。
事務局	議案書の 5 ページをお願いします。 《議案第 45 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、担当の坂本委員、説明をお願いいたします。
3 番	11 月 27 日に私と大森委員、申請人と事務局とで現地を見に行きました。そのあと、あとから出ますけど、事務局と非農地の申請の農地を見ました。これにつきましては、皆さんも分かるところと思うんですけど、国道 443 号の高木のコンビニがありますけれども、そこから旧道にちょこっと入ったところに借人の資材置場が置いてあります。資材置場なり、倉庫等があります。これにつきましては、事務局に説明を求めたんですけども、わかっちゃおりながら、その資材置場にされたんじゃないかとの感じがあります。そのたまたま農振地区内だったものだから、町からの再三の無断転用の指導・指摘にも関わらず、他に適当

	<p>な場所が無いということで、町の担当者の方も強くは言われなかったと理解しています。いつも、この始末書が 21, 22 ページと出ていますが、したもん勝ちのような印象がどうしても受けてしまうんですよ、逆に町の方も、平成 25 年頃と始末書に書いてありますけど、実際はこのずっと前ですもんね、事務局にも指摘していたんですけども、せめて、指導した日を記録しておいて、この平成 25 年というのは、間違いだと思うんですが、その経緯も事務局としては、残しておいてほしいなと思うんですよ。今回、その農振地区から外れたもんで、やっと転用が出来るということで、世話人からお聞きしています。あるいは、事務局の方からですね、この、仕方のない事だと思います、今更、元に戻せと言っても、その農地を作るもんが居ないからですね、ただ、違反転用の違反転用だけん、何からの農地法上の罰則等があるべきだと思います、でも、それが、実施されたことはない、説明は受けております。今回も、そう、全然悪質だなと思ったりします。ただ、もうしようがない、皆さんも、場所的には。この図面もあって、お分かりになったと思います。審議をお願いし、意見書にも賛成の印鑑を押ししました。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。坂本委員が言われましたけど、まったくその通りです。私もそう思います。おっしゃる通りで。この前、不動産屋が来て、家で話していて、大規模開発が出来てる関係で、結構申請があがっていて、違反転用が多らしいです。あの辺は、違反転用していたら、絶対現状復旧で、絶対通さん。勝手に、駐車場にしたり、資材置場にしたりする農地があるようですが、絶対あかん。うちもそういう風にしようかなと思いますが、でも、この場合は、違うますものね。事業所が使っている場合だけん。</p>
2 番	<p>いつもの始末書はたい。気付かなかった、知らなかったとたい。それが、ほとんどたい。</p>
議 長	<p>まず、始末書自体が、まずありえない。</p>
2 番	<p>これは。</p>
議 長	<p>知っているなら、確信犯でしょたい。前から言い寄ったもん。絶対違反転用で、事務局が前から言ってたですもん。これは、いつもの場合と違うからね。これって、立っている場所自体が違反転用じゃなかつね。</p>

2 番	この近くのアそこも。
議 長	あの女の人やがやっした奴でしよう。あーあーあ、あれも確信犯ですよ。
2 番	あれも、違反だから、延ばして。
議 長	あれは、一遍戻したでしよう。
3 番	ただ、この辺りは、農振地区内ではあつたんですけど、じつ田んぼで、耕作には不向きな土地ではあつたんですよ。
議 長	だけん、この奥は、荒れてしまつてゐる訳じゃないですか。
3 番	なんで、今回は、農振地区内は、外れて初めて転用が可能になつたと。元は、ずっとあつちの、店舗辺りからずーっと農地があつたもんで、一連の農振地区内であつたんです。
2 番	てことは、転用が出来るようになったから、申請したということは、極まりない訳ですよ。分かつつてゐた訳ですよ。
議 長	それか、譲受人が買うから、こうしとかなないと、塩梅が悪いから、このようにしたかもしれないよね。それは、分からないけど。他にご質問、ご意見ございませんでしようか。
3 番	蛇足ですけども、一部の人は、町に関する土建会社だから、町に関する入札とかは、こういったところは外せとかは、無かつたですか。
議 長	無い無い無い。それも、一つの手だとは思ひますよ。
3 番	あの地震の後なんかとかも、復旧工事とかも、土建屋さんとかもゐるけん、そういうことも言うなら、今のような復旧は出来なかつたからね。
議 長	他にございませんか。じゃ、どうしますか。
2 番	砂利なんか、いっぱい置いてゐるから。
8 番	いっぺん更地に戻してもらう。
2 番	あそこに置いてある資材を、一度どこかに。
議 長	どうしましょうかね。
11 番	このような違反転用したときの罰則とかは。違反転用し放題。
2 番	あのしたもん勝ちです。あの、木倉のホームセンターの横、一時転用です。
議 長	あの土場でしよう。
2 番	けど、一時転用だけん。松崎補佐の説明だと、一度、全部どかす。
議 長	あそこは、現状復旧で終了するところだろ。
事務局	いきます。

2 番	現状復旧して、また転用で。ならば、ここもせめて材料はどかせて。そして、また申請し直せと。
14 番	まだ、ここは、あと二つばかりあると思いますよ。他にも。始末書ばかりでは動かないですよ。
2 番	罰則が無いけん。
議 長	やっぱ、役場が動かないとだめよ。
14 番	動かんもんな。もうちょっと動けばいいのに。
議 長	さっき、坂本委員が言ったように、町の入札から外すとかね。
2 番	罰則がないから、役場も動けんし。
14 番	それで、一度撤去してから、申請してもらって。
2 番	始末書出せばいいたい。
14 番	そんなおったいな。そばにもいるし。
議 長	どうしましょうかね。それなら、通します。
3 番	少しは埋め立てているごた。
2 番	せめて、中の材料を撤去して、申請し直させますか。
8 番	もう、事務所も建っとるし、
2 番	材料だけでも、大したことないて。中身だけなら、半日もかからないて。
13 番	結局は、今まで通りしないと、ここだけ特別に。
8 番	ここばっか。
13 番	改めて罰則を作るようにしますか。
2 番	よその市町村とかは、こういった場合、罰則はあるの。
議 長	罰則自体は無いと思います。町でローカルルールを決めているところもあるかもしれません。ばってん、法的効力は全然ない。
8 番	法的に無いとさがにゃ。
3 番	仮に元に戻すにしても農地まで戻すと。
議 長	何も、そこまで戻す必要はない。
全委員	(笑い)
14 番	ここで、暗渠か何かしたでしよ。その前に。
3 番	はいはい。
議 長	そうなら使うと出来ない。確かに竹崎委員が言われたように、他にも同じようにあるのに、ここだけとは、言われないうらうよ。そういうのも一理ありますよね。揚げ足取られるもんね。甲佐県道沿いに、違反転用しとつとに、埋めてあつと場所があるとかね。何十年の前から、その土地を借りて、そこを進入路にして、隣を埋めると、今、洗剤屋が建設中ですけど、これ

	にも書いてあったかな。報告のあれに書いてあったかな。
事務局	洗剤屋のことですか。
議長	うん、それから埋めてあるもんだから、そこから入って、隣を埋めて、工事のあれに使うと、そこは違反転用と分かっているのに、そこを押し上げて分かるなら、言うことになりますものね。次からは、絶対そういうことはさせないように、申請があがってきた時点で、見つけたときには、改善命令なり、なんなり、そういうことをしていかないと、こういう案件で、これは、始末書でよかたい、これは現状復旧たい、一律述べたい訳じゃないけど、私たちも、何ですか、農地パトロール、ただ帳面消しで書く訳じゃなくてたい、こうして盛土などを見つけ出して、事務局に報告する、報告を受けて対象者に違反転用ですよとするからには、順序立ててしてくれと、みんながそういう風に言わないと、無くならないよ。こんなあがってきてから、さあどうしましょうかね。こういう風になる前に、どうか手を打たないと。皆さん、異論があるかもしれませんが、違反転用だけんで、差し戻すわけにはいかないから、これ、通していいかな。
全委員	(笑い)
議長	皆様、考えがあるかもしれませんが、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
5 番	来年からは、あれですね、
12 番	でも、実際はあるからですね。圃場整備した後のところを違反転用してるとは、思わないもんな。
2 番	この2人には、言うとかないといけないな。
議長	木倉にはおりますね。
事務局	前回の話ですよ。
議長	〇〇さん、〇さん、
12 番	もう、建設課にはゴロっと変わってしまっているものね。
議長	農業委員 OB なのにな。
12 番	そういうことなんですよ。だけん、腹が立つんですよ。
議長	ちょっと、遠慮してもらわないと困るんですよ。
12 番	ちょこつとなら、分かるですよ。自家用のとか。よっぽど救われますが、
議長	さっき、言いましたように、皆さんも、たまには、他の農地に

	も目を向けて、何かあった時は、事務局にあげる。よろしくい ただきたいと思います。それでは、ご質問・ご意見ありませ んか。許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成で許可といたします。 それでは、続きまして、議案第 46 号を提案いたします。事務 局の説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 《議案第 46 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。只今の事務局の説明に対して、 ご質問・ご意見ございませんでしょうか。
全委員	(意見無し)
議 長	無いようでしたら、了解していただける方の挙手をお願いしま す。
全委員	(全員挙手)
議 長	それでは、続きまして、議案第 47 号を提案いたします。事務 局の説明をお願いします。
事務局	議案書の 14 ページをご覧ください。 《議案第 47 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、同意すると思われ る方の挙手をお願いいたします。
全委員	(全員挙手)
議 長	はい、全員賛成で同意といたします。あと、報告は、目を通し とくだけっということでしょう。報告を第 36 号から最後まで、 一応報告事項を。
事務局	では、議案書の 23 ページをお願いします。 《報告第 36 号を説明》 《報告第 37 号を説明》 《報告第 38 号を説明》 《報告第 39 号を説明》 《報告第 40 号を説明》 《報告第 41 号を説明》
議 長	その他、報告で事務局から。
事務局	その他報告について ・農業委員会忘年会について
議 長	本日の議事はこれで終了いたします。お疲れ様でした。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

12 番

印

13 番

印